

『足場の組立て等特別教育(短縮3時間)』 開催のご案内

建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 電話(096)371-3700
ホームページ: <http://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て・解体・又は変更に係る作業に従事する方は特別教育(6時間)の受講が義務付けられました。

ただし、平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て、解体及び変更の作業に係る業務に従事している方については、3時間の学科教育とすることが出来るとなっております。

当支部では、この3時間の短縮講習を、下記の要領で実施いたします。

1. 受講対象者

平成27年7月1日時点で、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事している者(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)

※『足場の組立て等作業主任者技能講習』を修了している方は、受講の必要はありません。

2. 開催日時

平成28年度実施予定: 4月、8月、12月、3月(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)
(学科) 8:50 ~ 12:00(3時間)

3. 教育内容

足場及び作業の方法に関する知識、労働災害の防止に関する知識等

4. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料: 5,400円 テキスト代: 800円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(雇用保険料率16.5/1,000)については、経費(委託費の80%)と賃金の一部(1日8,000円まで)が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、計画届を実施日の1か月前まで、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先:管轄労働局)。